

■ 高齢受給者証の交付について ■

● 高齢受給者証

健康保険 高齢受給者証			
平成 年 月 日交付			
記号		番号	
被保険者	氏名		男女
	生年月日		日
対象者	氏名		男女
	生年月日		日
	住所		
発効年月日	平成		日
有効期限	平成		日
一部負担金の割合			
保険者	所在地		
	保険者番号 名称 及び印		

無効

● 高齢受給者証とは？

被保険者または被扶養者で70歳以上75歳未満（後期高齢者医療制度の対象者を除く）には、保険証とは別に自己負担割合を示す「健康保険高齢受給者証」が一人ひとりに交付されます。

医療機関等で受診する場合は、「高齢受給者証」と「被保険証」を提示してください。

● 自己負担割合について

ホームページにてご確認ください。

● 発効年月日について＝使用開始日

1. 被保険者または被扶養者が70歳になったときは、誕生日の翌月の1日。

但し、誕生日が月の初日の場合は誕生月。

2. 70歳以上の方が被保険者となったときは、被保険者となった日。

3. 70歳以上の方を被扶養者として認定したときは認定日。

※ 上記発効年月日より、医療機関等で受診する場合は、高齢受給者証の提示が必要となります。

● 申請について

対象者の生年月日より判断しますので、申請は不要です。

● 交付について

各会社の健保担当者様経由で交付します。（任継の方は、直接、登録住所にお送りします。）

<発効年月日1>の場合 70歳の誕生月の25日頃（誕生日が月の初日の場合は、前月の25日頃）

<発効年月日2・3>の場合 その都度

● **注意事項**

被保険者または被扶養者が下記に該当したときは、「高齢受給者証」を返却して頂きます。

1. 被保険者が資格を喪失したとき
2. 被扶養者が資格を喪失したとき
3. 対象者が75歳になったとき（後期高齢者医療制度の対象になったとき）